

拠点コーディネーター 配置事務の手引き



令和7年1月
長浜市・米原市

目 次

目 次	1
1. 地域生活支援拠点等の整備に取り組む背景	2
2. 関係法令等と用語説明	2
3 拠点コーディネーターの業務	6
4. 拠点コーディネーターの配置	7
5. 地域生活支援拠点等機能強化加算	9
6. 参考様式	11

1. 地域生活支援拠点等の整備に取り組む背景

しょうがい者の高齢化や重度化、また、親亡き後の問題を見据え、しょうがいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるよう体制整備が重要な課題となっています。

それには、グループホームなど居住系の福祉サービスの充実が必要ですが、地域生活支援の中核となる機能も必要です。

国では、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、しょうがいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するよう、基本的方針に決めました。

また、湖北圏域では、平成31年4月より「長浜米原しょうがい児者基幹相談支援センター」を設置し、同時に「長浜米原しょうがい者自立支援協議会」の事務局機能を基幹相談支援センターへ移行し、自立支援協議会を中心に地域生活支援拠点等の整備に取り組んできました。

また、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、情報連携等を担うコーディネーターの配置等についての評価が新設され、地域生活拠点の役割がさらに重要視されております。

地域での生活支援がより効果的かつ迅速に行われ、しょうがい者の地域移行や緊急時の対応が円滑に進むことが期待されており、現場での連携と役割分担を深めながら、支援体制のさらなる向上が求められています。

2. 関係法令等と用語説明

(1) 関係法令等

法律	略語
障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第77条第3項、第4項。	法

省令	略語
障害者総合支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第65条の14の2。	則

告示	略語
障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）	基本指針
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）	サービス報酬告示
厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第551号）	施設基準告示
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省	地域相談報酬告示

告示第 124 号)	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基	地域相談 別告示
障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）	基本指針

通知	略語
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年障発 1031001 号各都道府県知事宛厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	留意事項 通知
地域生活支援拠点等の整備にかかる留意事項について（平成 27 年 4 月 30 日障障発 0430 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）	拠点留意 事項通知
地域生活支援拠点等の整備促進について（平成 29 年 7 月 7 日障障発 0707 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）	拠点整備 促進通知
地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業の実施について（令和 6 年 3 月 29 日障発 0329 第 8 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	拠点ネッ トワーク 通知
地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について（令和 6 年 3 月 29 日障障発第 0329 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）	拠点機能 強化通知

事務連絡	略語
地域生活支援拠点等の整備促進に係るフォローアップについて（平成 31 年 3 月 28 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）	—

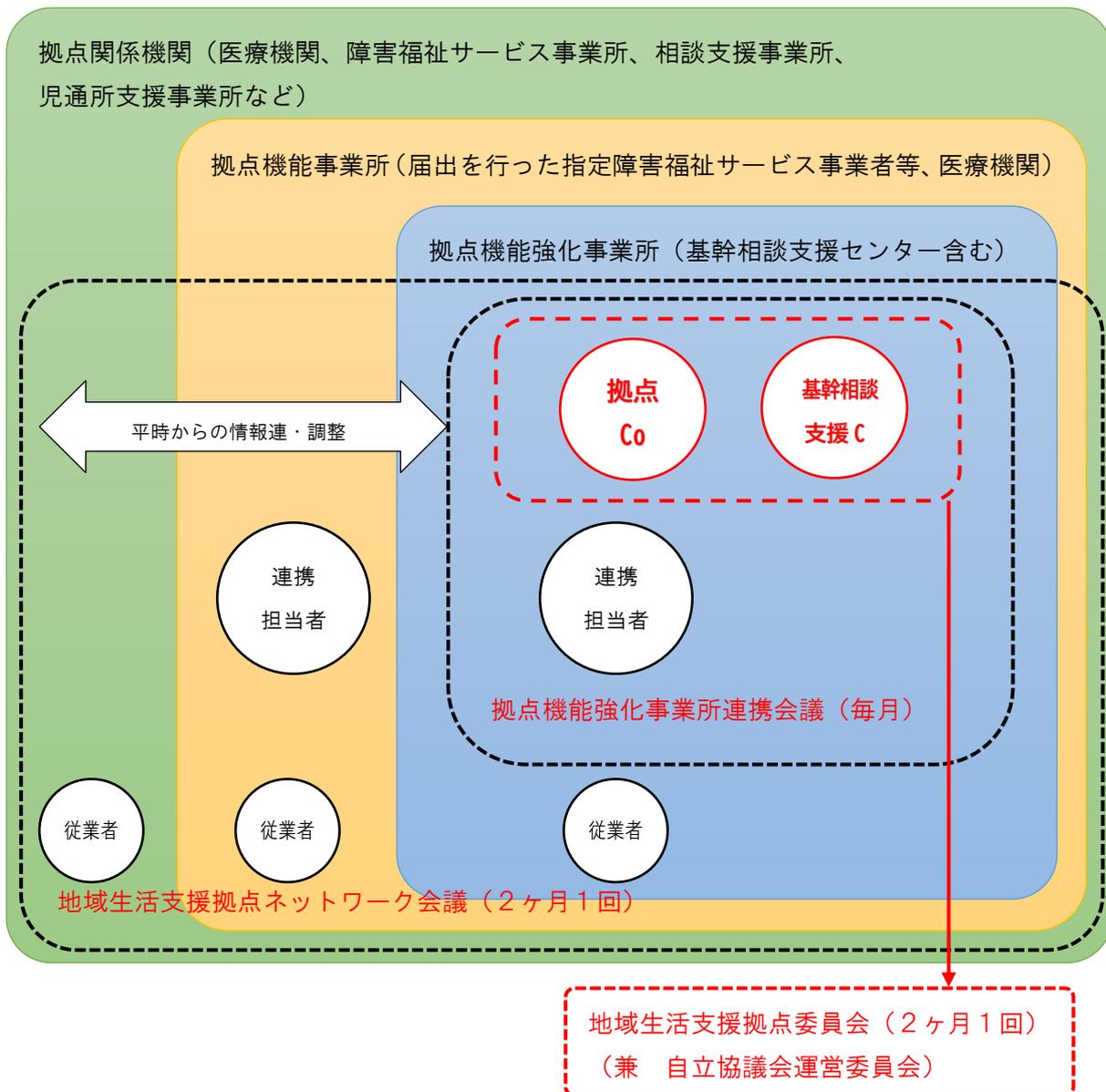
ガイドブック	略語
拠点コーディネーター ガイドブック（令和 5 年度厚生労働科学研究補助金）	—

要綱	略語
長浜市湖北圏域地域生活支援拠点事業実施要綱	—
米原市湖北圏域地域生活支援拠点事業実施要綱	—

(2) 用語説明

用語	定義・考え方
地域生活支援拠点等	<p>法第 77 条第 3 項各号の事業を実施するために必要な機能を有する拠点（「地域生活支援拠点」）又は複数の関係機関が相互の有機的な連携の下でこれらの事業を実施する体制（「面的な体制」）といい、前者を整備する手法を「多機能拠点整備型」、後者を整備する手法を「面的整備型」といいます。</p> <p>湖北圏域では、長浜米原しょうがい者自立支援協議会での協議を通して、令和元年度から「面的整備型」として取り組んでいます。</p>
拠点機能事業所	<p>長浜市及び米原市の湖北圏域地域生活支援拠点事業実施要綱に基づき、届出を行い登録された事業所。</p> <p>※全ての障害福祉サービス事業所が登録を受けることができる。</p>
登録事業者	<p>拠点機能事業所に係る届出を行った事業者。</p>
拠点関係機関	<p>市及び地域生活支援拠点等と連携して障害者等が地域で安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する法第 77 条第 3 項第 1 号に規定する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターなどの関係機関。</p>
拠点コーディネーター	<p>拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担う地域生活支援拠点に配置されたコーディネーター</p>
拠点機能強化事業所	<p>地域生活支援拠点等機能強化加算において、拠点コーディネーターを配置する地域生活拠点等として位置づけている事業所。</p> <p>※機能強化型（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する相談事業所に限る。</p>
連携担当者	<p>拠点機能事業所と拠点関係機関との間で平時から情報連携及び調整に従事する者。拠点機能事業所に連携担当者を 1 名以上配置する。</p> <p>地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。</p>
緊急事態	<p>障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等への介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等</p>
地域生活支援拠点委員会	<p>2 か月に 1 回開催。拠点委員は自立支援協議会運営委員会の委員が兼務する。</p> <p>年に 1 回、総括表やチェックシートを用い、地域生活支援拠点等整備の状況について評価を行う。</p>
拠点機能強化事業所連携会議	<p>月 1 回開催。拠点コーディネーター、拠点機能強化事業所の連携担当者、基幹相談支援センターが参加し、加算の算定状況の共有、地域生活支援拠点等における機能の整備状況、地域課題の抽出及び共有その他地域生活支援拠点等の機能強化を推進するために必要な事項を協議する。</p>
地域生活支援拠点ネットワーク会議	<p>2 か月に 1 回程度開催。拠点機能強化事業所の従業者と拠点コーディネーターの他、拠点関係機関や連携担当者が参加。</p> <p>拠点の支援例や、地域課題の解決方法等について協議する。</p>

イメージ図



3. 拠点コーディネーターの業務

地域生活支援拠点等としての機能を果たすため、整備の主体である市町村とともに、地域の支援ニーズの把握や社会資源の活用、効果的な支援体制を構築するため、地域の実情に応じて、拠点関係機関との連携の上で、以下の業務を行うものとする。

(1) 緊急時に備えた相談・緊急時の対応

- ① 基幹相談支援センターや相談支援事業所等、地域の相談支援体制を構築し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握、登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態に必要なサービスのコーディネートや相談等の支援
- ② 短期入所事業所や通所事業所等の地域の指定障害福祉サービス事業所等との連携体制を構築し、常時の緊急受入体制等を確保した上で、緊急事態における受入れの調整や医療機関への連絡等の対応

(2) 地域移行の推進

一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者、障害者支援施設や精神科病院等との連携体制を構築し、障害者支援施設における地域移行等意向確認担当者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）第 23 条第 2 項に規定する地域移行等意向確認担当者をいう。）及び精神科病院における退院後生活環境相談員（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 33 条の 4 に規定する退院後生活環境相談員をいう。）等との情報共有を含め、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援に係る調整

(3) その他

拠点機能強化事業所連携会議及び地域生活支援拠点ネットワーク会議の運営、地域生活支援拠点委員会への報告その他地域生活支援拠点等の機能を果たすために必要な役割

4. 拠点コーディネーターの配置

拠点コーディネーターの設置について、湖北圏域は、長浜市及び米原市で共同設置することとする。

(1) 配置人数

配置人数については人口規模や業務量等を勘案して市の判断で設定できるものとされていることから、湖北圏域での配置人数を2名とする。

※決められた適正配置人数を超えて拠点コーディネーターを配置しないこととする。

(2) 要件

以下のいずれかの要件を満たすものとして両市の市長が認めた者を指定特定相談支援事業所に配置するものとする。

また、配置にかかる審査については、(3)の「別表：審査基準」により審査する。

- ① 長浜米原しょうがい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）への参画又は運営の実績など、地域における相談支援体制や障害福祉サービス提供体制の構築等について、一定の知識及び経験を有する者
- ② しょうがい者等に対する相談支援や地域移行に係る支援等に相当期間従事するなど、地域生活しょうがい者等への支援について、一定の知識及び経験を有する者
- ③ その他社会福祉士などしょうがい者支援に関する一定の知識及び経験を有する者

(3) 手順

① 市の役割

市は、拠点コーディネーターの配置事業所等の選定に当たっては、単に事業所からの自薦を追認するのではなく、業務を適切に実施できると認められる事業所の選定や拠点コーディネーターの配置、拠点関係機関間の分担等に積極的に関与することとされている。

（地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について（令和6年3月29日障障発第0329第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

よって、新たな拠点コーディネーターを配置する際は次の配置手順により、届け出のあった事業者に対し拠点コーディネーターの配置を承認することで、正式に配置を認めるものとする。

② 拠点コーディネーターの配置（変更）手順

ア. 機能強化事業所連携会議において、配置事業所及び候補者を選出

イ. 長浜米原しょうがい者自立支援協議会に報告し推薦を受ける。（様式1：推薦状）

ウ. 拠点コーディネーターを配置しようとする登録事業者は、拠点コーディネーター配置（変更）届にイの推薦状を添付して両市に提出する。

（様式2：拠点コーディネーター配置（変更）届出書）

エ. 届出を受けた両市は、配置しようとする拠点コーディネーターについて審査し、適切と認められれば、拠点コーディネーター配置を承認する。

（様式3：拠点コーディネーター配置承認通知）

別表：審査基準

分類	内容		基準	確認	
要件	① 自立支援協議会への参画又は運営の実績など、地域における相談支援体制や障害福祉サービス提供体制の構築等について、一定の知識及び経験を有する者 ② しょうがい者等に対する相談支援や地域移行に係る支援等に相当期間従事するなど、地域生活しょうがい者等への支援について、一定の知識及び経験を有する者 ③ 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、公認心理師、医療ソーシャルワーカーなどしょうがい者支援に関する一定の知識及び経験を有する者。		必須 ①～③のいずれかに該当すること。		
能力	どちらか一つ	相談支援従事者主任研修修了者	5点	能力に関する点数の合計が8点以上であること。	
		相談支援従事者現任研修修了者	3点		
	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修修了者		1点		
	医療的ケア児等の障害特性およびこれに応じた支援技法等に関する研修修了者		1点		
	精神障害者等の障害特性およびこれに応じた支援技法等に関する研修修了者		1点		
	高次脳機能障害支援者養成研修修了者		1点		
	社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、公認心理師、医療ソーシャルワーカー いずれかの資格を有している。		2点		
	障害者支援（地域移行・自立生活援助。地域定着）の実績を一定程度有する者。		2点		
	自立支援協議会の運営または専門部会等に参画した経験が5年以上ある。（参加者ではなく構成員として従事していること。）		3点		
その他	拠点コーディネーターを配置することで、相談支援専門員の配置が減少することはないか		必須		
	拠点コーディネーターを配置する事業所は機能強化型（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する相談事業所であること		必須		

5. 地域生活支援拠点等機能強化加算

(1) 概要

湖北圏域において、拠点コーディネーターは、拠点機能強化事業所で共同して配置しているため、拠点コーディネーターを配置（派遣）していない拠点機能強化事業所も加算の対象となる。

地域生活支援拠点等に配置されたコーディネーター1人当たり、1月につき100回を上限として算定できるものであるが、この上限については、拠点機能強化事業所の単位における全ての拠点機能強化サービスの算定回数の合計であることから、拠点機能強化事業所連携会議において、事前に算定回数の目安を共有する。

(2) 拠点機能強化事業所間の調整

地域生活支援拠点等機能強化加算は、拠点コーディネーターの人件費等（拠点コーディネーターの活動に当たっての旅費や通信費等の経費を含む。）に充当されることが想定されている。湖北圏域は、相互に連携して拠点機能強化事業所を運営していることから、当該経費に適切に充当されるよう、拠点機能強化事業所の間において、次のとおり調整を行う。

- ① 拠点コーディネーター配置事業所が当加算を算定するための基本報酬算定回数が最大値（1月につき100回）に満たないため、算定できない分は他の拠点機能強化事業所が算定する。

※事前に請求する件数を取り決め、計画相談支援給付費等算定に係る体制等に関する届出を行う。なお、必要に応じ、拠点機能強化事業所間の協議により、請求件数の割り振りを見直すことができる。また、件数の割り振りについては、地域生活支援拠点等機能強化加算に係り両市が負担する給付費にも影響することから、両市間の調整も行うこと。

- ② 拠点コーディネーター配置事業所（人件費等を支出している事業者）に対して人件費等に正しく充当されるよう、代わりに算定した拠点機能強化事業所（相談支援事業所）は受け取った給付費を配置事業所に支払う。（拠点機能強化事業所の間において、同意した証として、覚書を締結。）

(3) 拠点コーディネーター配置にかかる負担金の調整例

拠点コーディネーターを1人配置した場合

<算定>

500単位×100回（月の上限）×12か月＝600,000単位

600,000単位×10.18円/1単位＝6,108,000円

自立支援給付費負担内訳：国（1/2）3,054千円

県（1/4）1,527千円

市（1/4）1,527千円

- ① 最大で年に6,108,000円の給付額となり、市の負担は最大で1,527,000円である。
- ② 自立支援給付費の計画相談の給付に上乗せする形で請求されるため、当該加算を請求する事業所のある市に費用負担が偏ってしまうため、両市の間で負担の偏りを是正する調整を行う。

<調整方法>

- ① 加算を請求する事業所への件数を割り振り（図1）かつ、両市の負担が分散（図2）するよう調整する。
- ② ①の両市間の報酬請求による調整が難しい場合、両市間で負担金により調整を行う。

図1

請求 可能 数 200 件	H事業所 (40)	K事業所 (10)
	S事業所 (20)	F事業所 (90)
	P事業所 (40)	
	1人目	2人目

図2

請求 可能 数 200 件	米原市 (25%) 50件
	長浜市 (75%) 150件

6. 参考様式

参考様式1

年 月 日

〇〇市長 〇〇 〇〇 宛

長浜米原しょうがい者自立支援協議会
会長 〇〇 〇〇

湖北圏域地域生活支援拠点コーディネーターの推薦について

湖北圏域地域生活支援拠点に配置する拠点コーディネーターについて、審議した結果、下記の者の配置を推薦いたします。

記

所 属	
氏 名	
推薦理由	

〇〇市長 〇〇 〇〇 宛

法人 所在地
法人名
代表者名

湖北圏域地域生活支援拠点コーディネーター配置（変更）届出書

湖北圏域地域生活支援拠点コーディネーターの配置について、下記のとおり届出
ます。

記

配置事業所	事業所名	
	事業所の所在地	(〒 -)
	連絡先	
拠点コー ディネーター	氏名	
	生年月日	
配置希望日		

《添付資料》

- ・参考様式1 推薦状
- ・拠点コーディネーターの能力を確認できる書類等（経歴書等）

様

長浜市長 ○○ ○○
米原市長 ○○ ○○
(公 印 省 略)

湖北圏域地域生活支援拠点コーディネーター配置の承認について

年 月 日に提出された湖北圏域地域生活支援拠点コーディネーター配置（変更）届出書について審査を行ったところ、業務を適切に実施されると認められますので、下記のとおり承認します。

記

1. 配置事業所名
2. 事業所の所在地
3. 拠点コーディネーターの氏名
4. 配 置 日



長浜市健康福祉部しょうがい福祉課
〒526-8501 長浜市八幡東町 632 番地
直通 : 0749-65-6518
FAX : 0749-64-1767

米原市暮らし支援部障がい福祉課
〒521-8501 米原市米原 1016 番地
直通 : 0749-53-5123
FAX: : 0749-53-5119